

- P2 ごあいさつ
- P3 写真で見る選挙期間の軌跡
- P5 参議院本会議
 - ・刑法等の一部改正に対して質疑
法務委員会
 - ・刑法等の一部を改正する法律案
- P10 ・法務および司法行政等に関する質疑
UAゼンセンとともに省庁要請
- P11 自殺対策を推進する議員の会
- P12 WEB会議等への招待のお願い
国会見学者一覧
国会見学のお申込み



川合孝典3期目スタート！

田村まみ議員、堂込まきこ議員と力合わせて！

ごあいさつ

今回の参議院議員選挙では、長引くコロナ禍の中で組合活動を推進するだけでも大変な状況の中、力強いご支援を皆様に賜りましたことを心から御礼申し上げます。

皆様のご奮闘により、過去経験したことのない選挙戦ではありましたが、なんとか議席を守ることができました。

今回の戦いは、私たちが掲げる政策理念を筋を通して主張し、正面から戦った上で勝ち取ることができたことは大変大きな意味があります。

国政状況が混沌とする中、様々な思いや思惑の中で、ともすれば理念や政策がないがしろにされがちな状況の中で、私達は自らの旗を掲げて勝つことができた結果、これから6年間、私は堂々とUAゼン

センをはじめ、ご支援をいただきました組織の政策の実現に向けた主張をすることが出来ます。

そうした意味で大変大きな価値でありました。

これからの国会活動を通じて、まだなかなか政治活動に参加・参画することの意味合いをご理解いただききれいない組合員の皆様に対して、国会における活動の成果を通じて川合を応援して良かったと感じて頂けるような成果を出し続けてまいります。

政治に関わることの恩恵を皆様が肌で感じられるような、そういう活動を続けることで必ず組合員の皆様の参画意識はより広がることとなります。

SNSをはじめ様々な情報媒体を通じて、これからも継続的に情報発信をいたしてまいります。

組合役員の皆様には、そうした情報を

止めることなく選挙活動の時と同様に広く組合員の皆様に、いま国会で私たちが何をやってるのかということを伝える努力を続けていきたいと思えます。

そうすることが選挙のための政治活動ではなく、日常的な政治・政策活動を行うことへの理解につながると思えます。

ぜひ情報共有をより広く組合員の皆様としていただけるように、引き続きのお取り組みをよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、皆様への心からの感謝と、そして今後に向けた連帯のご挨拶とさせていただきます。



川合孝典

かわいたかのり国会所属委員会・国民民主党役職等の紹介(2022年8月3日現在)

【国会関係】法務委員会(理事)、憲法審査会委員

【国民民主党関係】国民民主党・新緑風会 幹事長 兼 国会対策委員長、拉致問題対策本部長、国民民主党都道府県連役職【顧問】北海道、京都(特別顧問)【代表】岡山【副代表】青森、群馬、山梨、石川、福井、奈良、鳥取、高知、愛媛、佐賀、熊本、沖縄【選挙対策委員長】東京

【その他】UAゼンセン政治顧問、交通労連交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合 特別顧問、民社協会 専務理事、東京民社協会 会長、超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長

－ 写真で見る選挙期間の軌跡 －

選挙期間の6月22日から7月9日の間、多くの皆様にお会いし、私の思いをお伝えしてまいりました。お忙しい中、ご対応いただき心より感謝申し上げます。頂戴いたしました211,783票のご期待にお応えするため、これからの6年間、皆様のための政策実現に向けて全力で取り組んでまいります。





参議院本会議

刑法等の一部改正に対して質疑

5月20日、本会議において「刑法等の一部を改正する法律案」に対して国民民主党・新緑風会を代表して、古川法務大臣に質問しました。

本法律案では、懲役と禁固を廃止し拘禁刑を創設することにより、受刑者に対してこれまでの懲罰から改善更生を図ることを目的に作業や指導を行うこと。また、一昨年5月にテレビに出演していた、当時22歳のプロレスラーの女性がネット上で中傷されたあと自死により急逝する事件が起きたことを受けて、侮辱罪の法定刑を引き上げるとされています。



この改正案に対し、拘禁刑創設の趣旨、そして懲役と禁固に分かれたままでは拘禁刑創設の目的を達成できない理由を問いました。また、受刑者の立ち直りや再犯防止のためには作業や指導が重要であり、受刑者の境遇や犯罪傾向に応じた矯正プログラムの実施が求められます。そのため刑事収容施設において、

具体的にどのようなプログラムをどのように実施するのかを問いました。

また、侮辱罪の法定刑の引き上げに関しては、定義が曖昧な侮辱罪の構成要件や対象となる行為について具体的な説明を求めるとともに、法改正によって、正当な批判や意見は、これまでどおり刑法第35条の解釈により違法阻却されるとの理解でよいかを問いました。

大臣は、拘禁刑の創設の趣旨を「個々の受刑者の特性に応じて作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるよう、これまでの懲役および禁固に代えて拘禁刑を創設する」、矯正プログラムについては「受刑者への処遇調査により犯罪傾向等を把握した上で、その特性や状態に応じたプログラムを受刑機

関を通じて柔軟に実施する」、また侮辱罪の要件については「法定刑を引き上げるのみであり、構成要件は変更しておらず、処罰対象となる行為の範囲は全く変わらない」、正当な批判や意見については「仮に社会的評価を低下させる内容であっても刑法35条の正当行為として違法性が阻却され、処罰されないと考える」と応じました。

法務委員会

刑法等の一部を改正する法律案

5月24日、本法案の目的である、受刑者の改善更生及び再犯防止に向けた取り組みについて、法務大臣に問いました。

本法案は、懲罰から再犯防止の

方向性にかじを大きく切ったという意味では評価をしている。一方で受刑者は、刑事施設の中で作業等を行ない、いわゆる模範囚であるという姿勢をそもそも示さなければという意味で、他者評価を意識した皮相的な対応になってしまうことが懸念される。そのため受刑者の指導・評価を行う刑事施設の職員の指導



の方法や評価者としてのスキルアップが非常に重要であることを訴えるとともに、受刑者の自発性をいかにして引きだしていくかが大事であることを指摘しました。

また、服役中の受刑者が社会復帰を容易に行っていく上で、現在も限られた受刑者に対しては、外部通勤作業等を実施されているが、イタリアやノルウェーなどでは日常生活に近い環境で市民サービスにアクセス出来る事例もある。さらに一歩踏み出して、欧米諸国のように本格的なトライアル雇用を一定の要件を満たした受刑者へ広げて、再犯防止につながる取り組みを行うよう提言し、大臣の認識を問いました。

大臣は、刑事施設の職員のスキルアップについて、「個々の受刑者の特性等を的確に把握し、その特性に

応じた効果的な指導を行う。そして、受刑者が自発的に作業や指導に取り組むよう意欲を引き出し、動機づけを高めることができるように必要な知識や技能を習得させるよう、これまで以上に取り組む」また受刑者の自発性を高めるため「受刑者本人の希望や意欲など丁



寧に聴取して、動機づけを高めるための働きかけを手厚く行っていくなど、これまで以上に効果的な施設内の処遇の実施に努めていく」、欧米のようなトライアル雇用に関しては「改善更生・再犯防止につながるという観点から、非常に大事な視点と考える」と応じました。

6月2日、今回の侮辱罪の法定刑引き上げの背景には、テレビ番組の「テラスハウス」に出演した女子プロレスラーに対し、SNSによる誹謗中傷がされ、そのことにより自死に至った事案を念頭に今回の改正が行われると理解している。侮辱罪の刑罰の引き上げとともにオンラインハラスメントの定義を明確にした上で、どのような行為がオンラインハラスメントに該当するのかを提示す



ることにより、抑止効果が期待できることを指摘しました。併せてオンラインハラスメントの特性を考慮した新たな処罰規定の導入を模索する必要性を指摘し、大臣の認識を問いました。

また、法制審議会の刑事法の侮罪の事例を検証するなかで、小売業の現場で来店者が勝手に店内

で従業員を追いかけて、店内や従業員を撮影してSNSにアップした上で、その従業員を誹謗中傷するコメントを付けるといった事例についても検証されている。こうした事例に対しても、事前に卑劣な行為に至らないようにするためには、どのような対処が可能かを議論する必要があることを訴え、政府の認識を問いました。

大臣は、「インターネット上で行われる嫌がらせ行為を処罰するため新たな刑罰を設けることについては、今回の法改正に伴う様々な行政上の諸施策による効果なども踏まえ、既存の罰則に加えてどのような行為について新たな罰則を設ける必要があるのか、保護法益をどのようなものとして考えるのか、処罰すべき行為を明確に定めることができる



6月7日、刑法等の一部を改正する法律案に対し、3名の参考人の方からご意見を伺い、その後、質疑を行いました。

(参考人…今井法政大学大学院法学研究科教授、山田専修大学文学部ジャーナリズム学科教授、石塚龍谷大学法学部教授)

3名の参考人に表現の自由は憲法で保障された大切な国民の権利であるが、他方、他人の利益や権利との関係から制約が存在している。憲法13条の公益の福祉による制限を受けるとされるのが表現の自由に関する通説である。この表現の自由と憲法13条が定める公共の福祉との関係をどのように捉えているか伺いました。

今井参考人は「無責任な発言は刑事でも民事でも違法であるという

のかといった観点から慎重な検討が必要になる」と述べました。

小売業の現場で起きている事案に関して政府は「検察当局において、指摘のような事例については、刑罰法令の観点から侮辱罪やその他の犯罪が成立するものについては、個別具体の事案に即して法と証拠に基づき適切に対処する」と述べました。



のが最高裁の判例であり、大変優れた判断基準が示され整理されている」と述べました。

山田参考人は「基本的には表現の自由で限定して言うならば、表現の自由を制約するときに、公共の福祉という大きな考え方で一まとめにして制約するのではなく、可能な限

りケースバイケースで議論し、その中で比較考量することが今日的な考えであると理解している」と述べました。

石塚参考人は「表現の自由は基本的に無制限に保障されるべきだと思う。ただし、言った以上は自分の言ったことに責任を取るという社会が望ましいと思う。刑事の問題や民事の問題に対して国は関わらないで、第義的には、個人の間の紛争として、侵害を受けたと主張する側と侵害を加えたといわれる側との間で、いかに調整していくかを考えるべきと思う」と述べました。

石塚参考人の「無制限に表現の自由を守らなければならない」との意見を受けて、発言・表現した人間に対する結果責任を負うことを考えたときに、今回の刑法改正によ



る量刑の重罰化についてどのように考えるかを問いました。

石塚参考人は「効かないと思う。懲役または禁錮を1年以下に引き上げてもやめる人はいない。彼らにとっては、大騒ぎをしないで淡々と物事が解決されていくことが一番効くと思う。ただし、今の社会の中で

どのようにシステムを作っていくかは、私たちに与えられた大きな課題だと思う」と述べました。

6月10日、刑法等の二部を改正する法律案に関連して、小売業界で深刻化している窃盗、万引き犯罪の対策の必要性ならびに強化について大臣の認識を問いました。

国内小売業の万引きによる被害総額は年間で4,615億円と巨額となっており、近年では化粧品、医薬品、衣料品などの高額商品を複数人で万引きするといった、悪質な窃盗が問題となっていること。また、万引きの再犯率の高さも指摘されるなか、65歳以上の高齢者の再犯率は2012年以降一貫して初犯者を上回り、2019年の時点では初犯者の1.4倍となっている現状を



指摘した上で、2016年には再犯防止推進法が施行され、この附則には「施行後5年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定されていることに對し、現在の政府の検討状況等を確認しました。

また、万引きの被害を警察に通報した後に、調書作成のために時間

がかかることから、通報を控えているとの声があることを指摘し、被害届の簡素化に対する政府の取り組みを問いました。

大臣は「法務省では関係省庁とともに、これまでの取り組み状況や成果、今後の課題などについて検討を行い、次期計画の策定作業を進めている。これまでの取り組みも踏まえて、地方公共団体や民間協力者との連携を二層強化するなど、再犯防止の施策をより充実したものとしていく」、また、被害届の簡素化については「警察では、被害届については万引き専用の簡易な様式を用いるほか、事情聴取等を行う場合には被害者の都合に配慮するなど、負担軽減に努めている。引き続き被害者の負担軽減に配慮しつつ、必要な捜査を適正に推進するよう、都道



府県警察を指導していく」と応じました。

この答弁に対して、集団で万引きした商品をインターネット上で売買がされている実態があり、盗品販売を防止するための規制について次期計画に反映するよう訴えました。

※本法案の概要

- ・拘禁刑の創設：懲役・禁錮を廃止して、拘禁刑を創設
- ・刑の執行猶予制度の拡充等：再度の執行猶予の適用範囲の拡大、猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入、再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

- ・施設内・社会内処遇の二層の充実化等：受刑者に対する社会復帰支援、受刑者の資質・環境の調査（処遇調査）における鑑別の活用、刑執行終了者等に対する援助 など
- ・侮辱罪の法定刑引上げ：「拘留又は科料」を「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金または科料」

※本法案は、6月13日に国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

法務および司法行政等に関する質疑

6月10日、昨年3月に名古屋入

国管理局で、収容者のスリランカ人女性が適切な医療を受けることができず、死亡した事案を受けて、私がこの間、常勤医師の配置とともに薬剤師や看護師等の配置の改善を求めてきたことに対し、入管庁に現状を確認したところ、東日本センターおよび大村センターでは常勤医師1名が確保できている。しかし、横浜支局、名古屋局および大阪局



では常勤医師が確保できていないことが判明しました。

確保できない理由を問うと、常勤医師は国家公務員であり兼業が禁止されていること。また、民間病院に比べて給与が低いことが弊害となっていると述べたことから、制約条件等をクリアするためには、法務大臣の強いリーダーシップにより解決するよう訴えました。

また、今後、入管法の改正の議論を行うにあたっては、長期収容者に対して適切な医療提供体制が、きちつと整っていることが前提であることを指摘した上で、長期収容する入管においては、常勤医師・看護師・薬剤師などが、必要な時に速やかに収容者の健康管理や医療的処置ができる体制でなければ、長期収容してはいけません。そういう整理

でこの問題を解決し、改善に向けて議論を進めるよう強く訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「医療体制を強化することとは、私どもの責務であると考えている。引き続き、常勤医師はもちろん、非常勤医師や医師以外の医療従事者の確保にも努めていく」と応じました。

U Aゼンセンとともに 省庁要請

5月20日、U Aゼンセンとともに、厚生労働省に対して雇用調整助成金における新型コロナ対策の特例措置の延長を要請しました。

要請にあたり「長引くコロナ禍、足もとの国際情勢に起因するエネ

ルギー価格高騰など、経済活動は大きく打撃を受けている。事業者にとって「命綱」となる雇用調整助成金の延長に取り組んでほしい」と訴えました。

要請を受けて、政府は5月29日、雇用調整助成金の特例措置について、9月末まで延長する方針を固めました。



5月27日、U Aゼンセンとともに万引き犯罪の対策強化ならびに万



引き依存症への支援強化へ向けて、法務省、警察庁、厚生労働省へ要請を行いました。

現在、国内の万引きの被害額は年間4,615億円に上り、小売業における深刻な課題となっています。小売業で働く組合員の方々をはじめ従業員は、万引き対策や警察への手続きにより、疲弊している状況に置かれています。

このような現状に対し法務省・

警察庁に対して、万引きの未然対策や罰則強化にしっかり取り組むよう訴えるとともに、厚生労働省には、万引き依存症への支援強化のため、調査・研究の実施や相談・支援体制の整備と効果的なプログラムの確立などを求めました。

6月8日、UAゼンセンの松浦昭彦会長らとともに、厚生労働省に対して「2022年度UAゼンセン重点政策」にもとづく要請を行いました。

要請にあたり、私から「カスタマーハラスメント対策について、この間、対策企業マニュアルの策定などが進んでいるが、今後もより一層、カスタマーハラスメントから従業員を守るための取り組みを強化してほしい」と訴えました。



自殺対策を推進する議員の会

5月23日、私が事務局長を務める超党派議員連盟「自殺対策を推進する議員の会 第31回総会」を開催しました。

総会では、「自殺の最新動向及び

著名人の自殺報道への対応」「若者自殺対策ワーキングチームによるヒアリングの報告と提言案」「当議員連盟役員による（一般社団法人）いのち支える自殺対策推進センター視察の報告」「自殺対策総合大綱の見直しに関する要望書（案）」について報告・協議等を行いました。

今後、総会で出された意見等を精査した上で、「自殺対策総合大綱の見直しに関する要望書」を政府に提出することを確認しました。



WEB会議等への招待をお待ちしております！

これまでにWEBでご挨拶をさせていただいた皆さま(2022年7月10日現在)

UAゼンセン都道府県支部…40都道府県支部140回(北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎)

単組・労連等…683回

※訪問がかなわない場合は、WEBでの対応もお願いいたします。(連絡先電話番号、メールアドレスは国会見学のお申込みと同じです)



国会見学者一覧 2022年5月24日～2022年6月15日

2022年5月24日から6月15日までの間、293名の皆様が国会見学・会議にお越しくださいました。今後も団体でのお越しの皆様をはじめご家族・ご友人など、たくさんの皆様をお待ちしております。また、時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

日付	見学者	日付	見学者
2022年5月24日 火	UAゼンセン製造産業部門建設建材業種委員会	2022年6月3日 金	UAゼンセン宮城県支部
2022年5月25日 水	UAゼンセン埼玉県支部総合サービス協議会	2022年6月6日 月	UAゼンセン奈良県支部
2022年5月26日 木	UAゼンセン石川県支部IKI・IKIライフクラブ	2022年6月7日 火	武田薬品労働組合
2022年5月27日 金	SMBCコンシューマーファイナンス労働組合	2022年6月8日 水	UAゼンセン愛媛県支部
2022年5月27日 金	旭化成労働組合大阪支部	2022年6月9日 木	日東紡績労働組合
2022年5月30日 月	弘南バス労働組合	2022年6月10日 金	武田薬品労働組合 湘南支部
2022年5月31日 火	関東印刷労働組合	2022年6月13日 月	UAゼンセン鹿児島県支部
2022年6月1日 水	UAゼンセン青森県支部	2022年6月15日 水	SSUA執行委員会
2022年6月2日 木	オールユニバースユニオン		

2022年5月24日～2022年6月15日 293名 / 2016年9月～累計16,139名



国会見学のお申込み！

スマートフォン等からの
お申込みはこちらから



参議院では新型コロナウイルス感染防止対策を施した上で、国会見学を行っています。所要時間は、おおむね1時間です。また、本会議や委員会の傍聴、昼食のご用意など、お気軽にご相談ください。

ホームページからの国会見学お申込み方法

1. 「かわいたかのり」のホームページ上部
「国会見学申込」をクリックしてください。
2. 申込方法を選択して、クリックしてください。

WEBで申込

「WEBで申込」を選択された場合は、必要事項を入力して **送信** ボタンをクリックしてお申込みは完了です。

ホームページ ヘッダー

かわいたかのり

国会見学申込

国会見学申請書 (Word形式)

国会見学申請書 (PDF形式)

「国会見学申請書 (Word形式)」又は「国会見学申請書 (PDF形式)」のいずれかを選択された場合は、申請書をダウンロードしていただき、必要事項を入力又は記載後、メール又はファックスで送信してください。

✉ takanori_kawai@sangiin.go.jp FAX. 03-6551-1223

※お電話での受付もいたしております。下記「連絡先」まで

連絡先

事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1223号室
TEL:03-6550-1223 FAX:03-6551-1223
E-mail: takanori_kawai@sangiin.go.jp

かわいたかのり事務所 SNS QRコード

Facebook



Instagram



Twitter



YouTube



ホームページ

